

岩倉市国民健康保険税条例の一部改正(案)について

1 賦課限度額の改正(諮問事項)

賦課限度額とは、納税義務者（世帯主）に課税される年間の上限額のことです。
本市は、平成 29 年度以降、国基準と同額としていることから、国の改正に合わせるため、同様の改正を行うものです。

(参考) 被保険者数:8,050 人 世帯数:5,595 世帯
(令和6年3月31日現在)

(1) 賦課限度額の改正案

区 分	改正前 (国基準額)	改正後 (国基準額)	影響額
基礎課税額（医療分）	65 万円	65 万円	0 円
後期高齢者支援金等課税額（支援分）	22 万円	24 万円	+2 万円
介護納付金課税額（介護分）	17 万円	17 万円	0 円
合 計	104 万円	106 万円	+2 万円

(2) 改正による影響（令和 6 年 3 月 31 日現在）

区 分	対象世帯数	賦課限度額超過世帯数・超過額※（下段）		影響等
		改正前	改正後	
医療分 (0 歳～74 歳)	5,595 世帯	89 世帯 44,184 千円	89 世帯 44,184 千円	なし
支援分 (0 歳～74 歳)	5,595 世帯	126 世帯 22,172 千円	102 世帯 19,979 千円	24 世帯 +2,193 千円
介護分 (40 歳～64 歳)	2,393 世帯	65 世帯 10,870 千円	65 世帯 10,870 千円	なし

※令和 5 年度賦課状況より試算。限度額超過世帯 126 世帯のうち改正後の限度額超過世帯数は 102 世帯、その他 24 世帯は 2 万円未満の負担増となります。

(3) 超過世帯に該当する世帯の例

(ア) 1 人世帯の場合（40 歳以上 1 人）

区 分	賦課限度額に到達する所得額（給与収入額）（千円）		
	改正前	改正後	増減
医療分	9,626 (11,576)	9,626 (11,576)	0
支援分	7,986 (9,936)	8,727 (10,677)	+741
介護分	7,126 (9,076)	7,126 (9,076)	0

(イ) 3 人世帯の場合（40 歳以上夫婦、子ども 1 人※就学）

区 分	賦課限度額に到達する所得額（給与収入額）（千円）		
	改正前	改正後	増減
医療分	8,835 (10,785)	8,835 (10,785)	0
支援分	7,268 (9,218)	8,008 (9,958)	+740
介護分	6,648 (8,598)	6,648 (8,598)	0

2 軽減措置の拡充について（諮問事項）

軽減措置とは、所得に応じて、国民健康保険税の均等割（1人当たり）及び平等割（1世帯当たり）を一定割合（7割・5割・2割）軽減する制度です。

（1）軽減措置の改正案

軽減種別	改正	所得基準額（世帯主及び国保加入者の合計所得）
7割軽減	改正なし	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割軽減	改正前	43万円＋29万円×（被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
	改正後	43万円 ＋ 29.5万円 ×（被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割軽減	改正前	43万円 ＋ 53.5万円×（被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
	改正後	43万円 ＋ 54.5万円 ×（被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下

※「10万円×（給与所得者等の数－1）」は、給与所得者等の数が2人以上の場合のみ計算対象となります。

（2）改正による影響（令和6年3月31日現在）

軽減種別	軽減世帯数（世帯）			軽減額（千円）		
	改正前	改正後	増減	改正前	改正後	増減
7割軽減	1,476	1,476	0	78,910	78,910	0
5割軽減	720	730	+10	31,559	32,227	+668
2割軽減	570	592	+22	10,161	10,593	+432
合計	2,766	2,798	+32	120,630	121,730	+1,100

※全世帯（5,595世帯）のうち、軽減世帯の割合 49.4%→50.0%

（3）軽減世帯に該当する世帯の例

（ア）1人世帯の場合

軽減種別	軽減対象となる所得額（給与収入額）（千円）		
	改正前	改正後	増減
7割軽減	430（980）	430（980）	0
5割軽減	720（1,270）	725（1,275）	+5
2割軽減	965（1,515）	975（1,525）	+10

（イ）3人世帯（給与所得者等が1人）の場合

軽減種別	軽減対象となる所得額（給与収入額）（千円）		
	改正前	改正後	増減
7割軽減	430（980）	430（980）	0
5割軽減	1,300（1,971）	1,315（1,995）	+15
2割軽減	2,035（3,023）	2,065（3,067）	+30